

## 資料3

令和8年度モータースポーツ振興実証イベント総合プロデュース業務  
評価基準(一次審査)

評価項目		評価の着眼点	様式	配点	
企業の実績		・過去5年以内の『モータースポーツに関する可能性調査・検討業務』 『モータースポーツに関するイベント業務』等に関する業務実績・実績件数(最大5件)	様式4	5	
業務実施体制		担当者のみならず、会社全体として業務へのバックアップ体制が確保されている ・主任担当者を補助する予定担当者数 ※主たる予定担当者含む ※有資格はイベント業務管理士(1・2級)または防災士	自由様式	5	
技術力	予定主任担当者の評価	保有資格	様式5	・イベント業務管理士(1・2級)の資格を有している	2
				・防災士の資格を有している	1
				・上級救命講習を修了している	1
	業務実績(過去5年以内)	・予定主任担当者の経歴(様式5)で記載のあった実績について、過去5年以内の『モータースポーツに関する可能性調査・検討業務』『モータースポーツに関するイベント業務』等に関する業務実績(最大3件) ※うるま市または沖縄県内における業務に従事した場合は2点、それ以外は1点とする(地域精通度)		6	
		保有資格		・イベント業務管理士(1・2級)の資格を有している	2
				・防災士の資格を有している	1
				・上級救命講習を修了している	1
	主たる予定担当者の評価	業務実績(過去5年以内)		様式6	・主たる予定担当者の経歴(様式6)で記載のあった実績について、過去5年以内の『モータースポーツに関する可能性調査・検討業務』『モータースポーツに関するイベント業務』等に関する業務実績(最大3件) ※うるま市または沖縄県内における業務に従事した場合は2点、それ以外は1点とする(地域精通度)
<b>合計</b>			<b>30</b>		

- 1 一次審査は、事業応募者総数が4者以上の場合に実施する。その際の審査は書類審査とし、上位3者を選定する。
- 2 点数が同点になった場合は、次の方法により順位を決定する。

(裏面あり)

- (1) 評価項目「企業の実績」の点数が高い者を上位とする。
  - (2) (1)で同点の場合は、評価項目「技術力」における「予定主任担当者の評価」の点数が高い者を上位とする。
  - (3) (2)で同点の場合は、評価項目「技術力」における「主たる予定担当者の評価」の点数が高い者を上位とする。
- 3 上位3者には令和8年6月22日(月)までに企画提案書の提出依頼を通知する。
  - 4 一次審査の点数は、二次審査に引き継がないとする。
- ※「企業実績」「業務実績」等については、実績を証明するもの(契約書、仕様書の写し等)を添付すること。

令和8年度モータースポーツ振興実証イベント総合プロデュース業務  
評価基準(二次審査)

評価項目	評価の着眼点	配点
業務実施方針	・業務の背景、課題、目的等を十分に理解しているか ・仕様書の要件等を踏まえた業務実施方針となっているか	15
業務実施体制	・業務を効率かつ円滑に遂行できる実施体制となっているか	10
業務工程	・業務を効率かつ円滑に遂行できる工程となっているか	5
特定テーマ	【持続可能な民間主体のモータースポーツ・ツーリズムの展開について】 ・多角的かつ広域的な視点からうるま市の地域資源を活用した滞在型観光の推進及び観光消費拡大につながるモータースポーツ競技及びイベント開催のあり方や方向性等について、具体的な提案がされているか	20
追加の提案	・本検討業務の完成度を高めるための創意工夫があるか（業務委託仕様書（案）に示す以外の提案があるか確認）	10
プレゼンテーション	・企画提案の内容と整合し、資料が分かりやすく整理されており、プレゼンテーションでその内容が確認できるか、応答内容的確性があるか	10
<b>合計</b>		<b>70</b>

受託候補者の選定方法

- 1 提出された企画提案書等を各選定委員が独立して評価基準に基づき評価・採点し、各選定委員の採点に基づく順位点の合計点により順位を決定する。
- 2 提出された企画提案書等を評価基準に基づいて評価し、委員の採点の結果、点数の高い提案者を順位点「4点」、次点を「2点」、3位を「1点」とし、各委員の順位点を合計した結果、合計点が最も高いものを受託候補者とする。
- 3 点数が同点になった場合は、次の方法により順位を決定する。
  - (1) 評価項目「特定テーマ」の点数が高い者を上位とする。
  - (2) (1)で同点の場合は、評価項目「業務実施方針」が高い者を上位とする。
  - (3) (2)で同点の場合は、副委員長の順位が高い者を上位とする。
  - (4) (3)で同点の場合は、委員長の順位が高い者を上位とする。

最低基準点の設定

- 1 最低基準点は、各委員の評価点の平均点が満点の6割以上とする。なお、6割に満たない場合は応募が1社であっても選定を見送る。